

## 平成 29 年度第 5 回三重県公共事業評価審査委員会

1 日時 平成 30 年 2 月 15 日（木）15 時 15 分から 16 時 30 分まで

2 場所 三重県合同ビル G301 会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

安食和宏委員長、小菅まみ委員、野地洋正委員、松尾奈緒子委員、三島直生委員、南出和美委員

#### (2) 三重県

(農林水産部) 森林・林業担当次長、ほか

(農林水産部) 水産振興担当次長、ほか

(県土整備部) 流域整備担当次長、ほか

(県土整備部) 都市政策担当次長、ほか

(事務局) 公共事業総合推進本部事務局長（県土整備副部長）  
公共事業運営課長、ほか

### 4 議事内容

#### (1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

##### (司会)

お待たせしました。ただ今から、平成 29 年度第 5 回三重県公共事業評価審査委員会を開催します。さて、本委員会につきましては、原則公開となっています。委員長、本日の委員会は、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

##### (委員長)

委員の皆さん、いかがでしょうか、本日の審議は公開で行うということで、傍聴を許可してもよろしいでしょうか。はい、うなずいていただきました。それでは、傍聴を許可します。

##### (司会)

ありがとうございます。傍聴の方がおみえでしたら、入室をお願いします。

本日の委員会につきましては、委員 10 名中、6 名の委員にご出席いただいていますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第 6 条第 2 項に基づきまして、本委員会が成立していることを報告します。

それでは、本日の議事次第につきまして、事務局から説明させていただきます。

##### (事務局)

資料 1 の議事次第をご覧ください。これまでの委員会でご審議いただきました各事業の対応方針を報告します。

議題 1 では「農林水産部事業評価結果における今後の対応方針」として、「林道事業」の再評価について、今後の対応方針を報告しますので、その後、意見交換をしていただきます。

引き続き、「水産事業」の事後評価として3事業をまとめて報告し、その後意見交換をお願いします。この後、休憩をはさみまして説明者の入れ替えを行います。

議題2では「県土整備部事業評価結果における今後の対応方針」として、「海岸事業」、「下水道事業」の再評価および「道路事業」、「街路事業」の事後評価について報告し、その後まとめて4事業の意見交換をお願いします。説明資料は赤いインデックスの4にあります、資料4の「公共事業評価結果における事業方針書」に基づき、報告させていただきます。

なお、資料の最後に赤いインデックス5「資料編」を添付しています。ここには本年度の再評価箇所、事後評価箇所の概要を掲載していますので、併せてご覧ください。

(司会)

委員の皆さん、ただいまの説明で何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。それでは議題1以降につきまして、委員長に進行をお願いしたいと思いますので、委員長、よろしくをお願いします。

(委員長)

それでは議題1の「農林水産部事業評価結果における今後の対応方針」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは議題1「農林水産部事業評価結果における今後の対応方針」を報告させていただきます。資料4「事業方針書」の1ページ、青いインデックスで「再評価結果」のついているページをご覧ください。本年度の委員会におきまして、こちらの表にあります「2番林道事業」について再評価の審査をお願いしました。審議の結果、林道事業について「事業継続を了承する」と、継続の答申をいただきました。

また、事後評価につきまして、7ページ、青いインデックスで「事後評価結果」のついているページをご覧ください。この表にあります501番、502番、503番の水産3事業の審査をしていただき、すべての事業で事業効果について評価結果の妥当性を認めると、了承の答申をいただきました。この答申およびあわせて頂戴したご意見を踏まえ、事業対応方針をまとめました。

なお、それぞれの具体的な対応方針につきましては、各担当次長から報告いたしますので、よろしくをお願いします。

(司会)

資料の事業方針書の3ページからとなります。こちらの農林水産部の取り組みですので、林道事業の再評価につきまして1事業の対応方針を説明させていただきます。それでは、農林水産部森林・林業担当次長、報告をお願いします。

(森林・林業担当次長)

それでは3ページ、林道事業の対応方針について、林道事業2番、鶴ガ坂線です。委員会のご意見としましては平成29年9月8日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審

査の結果、鶴ガ坂線については、事業継続の妥当性が認められることから事業継続を了承する、との答申をいただきました。

この林道事業の背景ですが、木材価格の低迷など林業を取り巻く状況が依然として厳しい中、効率的・安定的な木材生産や適切な森林整備の推進に向けては、その基盤となる林道の整備が不可欠であるため、林道事業では、新規林道の開設、既設林道の改良、舗装などに取り組んでいます。鶴ガ坂線は度会郡度会町の当津地区から中之郷地区の集落間を連絡する骨格的な林道であり、森林施業の効率化や木材の輸送効率の向上を図ることで利用区域内の森林資源の有効利用や森林整備を促進することを目的に整備を進めています。

再評価対象事業の対応方針です。再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

事業への対応方針ですが、まず課題としまして、森林資源の有効活用や森林整備の促進による公益的機能の発揮など、林道整備による効果を早期に発現させるため、事業の早期完了を図る必要があります。

この解決方針につきましては今後詳細な測量設計を実施していく中で、経済的な線形や工法について積極的に検討するなど、コスト縮減に努めることで事業の早期完了を図ってまいりたいと思っています。以上です。

(委員長)

今、林道事業の取り組みで、事業について今後の対応方針などを述べていただきました。委員の皆さん、いかがでしょうか。今の説明につきまして何かご質問なりご意見なりお願いします。

審査につきましては事業の継続を了承するというので、ひとまず結論は出ている訳ですが、この委員会で判断した訳ですが、それを踏まえたうえで、今後このように進めていきたいと。この後も他の事業についてお聞きしますけれども、今後の進め方といいますか、そのあたりについてご意見などご要望などあればお聞きしたいと思いますが。はい、どうぞ。

(委員)

ご説明ありがとうございます。この林道のコスト削減によって、早期完了を図るとするのは非常にお願いしたい事なんですけれども、一方で審査の時にもそういう話が出たのだったのかもしれないけれども、この集落間を連絡する重要な、いざという時に使うような道路でもある訳ですよ。とするとやっぱり安全性も軽視はできないだろうなと理解はしているんですけども、そのあたりの最適な工法とかがあるのでしょうか。

(農林水産部 次長(森林・林業担当))

最適な工法というのは、今後検討してまいりたいと思いますが、今、委員がおっしゃられましたような安全性、特に集落間の林業以外の交通利用も考えられますので、その辺は十分に配慮した上でコストの削減を検討したいと思っています。

(委員長)

はい、よろしいですか。この文章を見ますと早期発現、早期完了を図るとというのが繰り返し出て

くる。つまり、それが1つ大きな課題であろうと思われます。早くしてくださいというのは、つつい我々も言うんですが、ただ実際にはそれは時間がかかるんだろうというのも、それはある意味真実でして、ただその中でも出来るならば、というところもありますので、その早期完了を図るといのはどうすれば可能なんですか。何か1つ2つアイデアがあるのでしょうか。

(森林・林業担当次長)

今私どもが検討しているところでは、少しでも早く終わらせるためには集中投資をするということになるかと思います。今も県営路線何本かやっていますが、その中でも開設見込みの、もうすぐにあと2、3年で終われる所は出来るだけそこを早く完了させて、できるだけ集中投資ができるように進めたいと思います。

(委員長)

はい、そのような方針で考えるということですかね。委員の皆さん、その他よろしいですか。

(委員)

お願いに近いような事なんですけども、やはり木材の価格が低く搬出するのに林道から遠い所では、架線で集材しても赤字になります。ただその山をこれからどうしたら良いかという、やっぱり山主さんの利益にならないと森林整備は進みません。だから林道というのはどうしても必要になってくる。だけどやっぱり費用対効果から見ると木材生産だけでは便益があがりません。

環境とか災害とか水源確保とか森林の持つ公益的機能の面では、林野庁の試算では年間70兆円ぐらいあると言うので、林道とか山の整備というのは本当にもうちょっとお金をかけて早急にやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(委員長)

はい、という要望がありますので、ぜひご検討いただきたいと思います。他はご意見などよろしいでしょうか。はい、ではひとまずここまでとしまして、次から水産関係でよろしいでしょうか。

(司会)

それでは続きまして、事業方針書の9ページからになります。これも農林水産部の取り組みでして、水産事業の事後評価について3事業対応方針を説明させていただきます。それでは農林水産部水産振興担当次長、報告をお願いします。

(水産振興担当次長)

お手元の資料9ページから説明します。水産分野3事業あります。

まず1点目、県営広域漁港整備事業 501番、三木浦地区で行われた事業についてです。委員会意見ですが、こちらは29年の9月に行われました第3回の委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。あわせて、「今後より一層の事業効果が発現するよう、担い手の確保等を含めた地域の漁業振興を図られたい」との意見をいただきました。

また、この事業の背景を申し上げますと、漁港・漁場の整備は水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るということを目的としています。三木浦漁港は尾鷲市に所在しますが、台風等の影響を受けにくい特徴があつて、漁船の避難港となっているのですが、それでも荒天時に安全に係留できる岸壁が不足していた、ということがあつて、漁船がキチキチに係留されていたということがありましたので、係留施設整備を行いました。また、集落内の道路が非常に狭く危険であつたということと大型車による効率的な輸送もできなかったということでありましたので、臨港道路の整備を実施しました。

この事業についての対応方針ですが、事業の課題です。漁業者の減少や高齢化、魚価の低迷、不安定な水産資源量など水産業を取り巻く状況が厳しい中、持続可能な漁業経営のため、より一層事業効果が発現できるよう、担い手の確保等を含めた地域の漁業振興を図る必要があります。これに対する解決方針として、災害に強く安全で生産性の高い水産業を実現するため、流通・生産や防災の核となる拠点漁港と周辺の漁港がそれぞれの役割を果たせるよう漁港施設の整備・保全に努めていきます。また、関係市町、漁業協同組合や三重県漁業担い手対策協議会等と連携し、多様な担い手の確保・育成に向けた新規就業者の支援や水福連携の推進、漁村における女性の活躍促進、漁業者の経営力向上に向けた協業化や新技術の導入の促進に取り組み、地域の漁業振興に努めていきます。三木浦地区は養殖が中心な漁業で、マダイ、マハタの出荷が多い地区です。そういったところで新たに新規就業者に入って来ていただくということを考えると養殖業者の後継者というところもあるのですが、外から人を呼び込んでくるということですか、そもそもそういう人が安定して働いていていただく為に法人化とか雇用形態を整備するのですとか、あとは収入の増加ですね。安定した収入がないとやはり入って来ていただけませんので、そういった事に取り組んでいきたいと考えています。それがまず 501 番の三木浦地区です。

次、10 ページお願いします。次は県営水域環境保全創造事業、502 番三重保全地区で英虞湾です。こちらは委員会意見、29 年 9 月の第 3 回の委員会におきまして、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。また、あわせて「事業において、より広域的な事業効果を測ることも検討されたい」との意見をいただきました。この事業の背景ですが、英虞湾は湾口部が湾奥部より狭くて浅いという、湾奥のほうがすり鉢と申しますか、そういった形状になっています。またリアス式海岸ですので、海岸線が複雑に入り組んでいるということで海水の交換がされにくい海域です。そのうえ、ある程度の住民も住んでいらっしゃいますので、周辺地域から生活排水がかなり流入しまして、有機物が海底に汚泥として堆積しています。その関係で貧酸素水塊や赤潮の発生がありまして、湾内における真珠等の養殖漁業の生産力が低下していたというような状況がありました。そういったことがありましたので、英虞湾において、底質改善による水質浄化と漁場生産力の回復を図るため、貧酸素水塊や赤潮が発生しやすい湾奥部を中心に堆積汚泥の浚渫、除去ですね、汚泥を取り除くという事業を行ってきました。これに対する事業の対応方針と事業の課題からまず申し上げますと、浚渫を実施した範囲は、英虞湾で汚泥が堆積している範囲のごくごく一部でした。なので、英虞湾の効果的な漁場環境改善に向け、広域的な視点で漁業者等が水質浄化や漁場生産力の向上をより実感できる効果を示し、関係者と協働しながら事業を実施していくことが重要と考えています。解決方針としましては、漁場環境の変動ですとか養殖漁業の調査研究に取り組んでいくということと、事業実施個所における水質浄化や漁場生産力向上の効果発現についてモニタリング調査に取り組んでいきたいと、その成果をもとに英虞湾全体における効果的な漁場

環境改善に向けて、国の補助事業を活用して関係者とともに事業を実施していきたいと考えています。それが502番、英虞湾でした。

続きまして隣、11ページをご覧ください。503番、県営広域漁場整備事業三重漁場地区伊勢湾です。こちら平成29年9月の第3回の委員会におきまして、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。また、あわせて、「事業において、より広域的な事業効果を測ることも検討されたい」との意見をいただきました。これは、英虞湾と同様の意見です。

県営広域環境保全創造事業の背景ですが、伊勢湾沿岸では、昭和60年ごろからクルマエビにつつまして、簡易な構造で中間育成、放流用のクルマエビを育成してきました。ただ、やはり簡易な構造でしたので、台風などで施設が損傷を受けやすいということと、外敵に狙われるリスクが高いということで、種苗の生存率を高め、より放流に適したサイズを確保することや放流場所の環境に慣れさせることができるように健全な種苗の大量育成が求められていました。こういったことから、伊勢湾におきまして、種苗放流等による漁獲の安定と増大を図るために放流場所や必要な海水の取水とか諸条件を検討しまして、鈴鹿市内の白子港、伊勢市内の豊北漁港の2か所において中間育成施設の整備を進めて、平成18年度に事業は完了しました。これらの施設を使いまして、クルマエビ等の放流種苗を生産しています。

事業の対応方針、事業の課題について、ですが、先程も申し上げましたが、漁業の就業者の減少・高齢化が進んで、漁業生産全般が減少しているというような状況にあります。そんな中で漁場環境の保全と修復を努めるということと、広域的な視点で事業効果を測りながら、効率的かつ効果的な種苗育成・放流にかかる取り組みにより、栽培漁業を推進していくことが重要と考えています。

課題の解決方針ですが、漁場環境、生物の生息状況及び漁業実態を踏まえた種苗放流の実施に向けまして、放流対象種の特性や地域の実態に即した中間育成を進めるとともに、県の海域を越えて回遊する魚種についても効果的な育成・放流に反映させるため、関係する県と共同して回遊生態等の研究を行うということと漁獲管理や放流効果の検証に必要なモニタリング調査に取り組んでいくということとしております。また、伊勢湾の水質・底質の生息環境の改善に向け、国の補助を受け実施している水産環境整備事業を活用しながら漁場環境・生息域の再生に向けた基盤整備を実施していきたいと考えています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。水産関係の3つの事業につつまして、尾鷲・三木浦、それと英虞湾それと伊勢湾ですね。3つの事業につつまして全て事後評価ですので、いったん終わっている事業ではありますが、今後の方針など今説明を頂きました。委員の皆さんいかがでしょうか。今の説明につつまして、何かご意見ご要望などよろしく申し上げます。

ちょっと一つ単純に質問なんですけど、9ページ目で水福連携というのがありますけど、農福というのがちらほら聞く言葉ですけど、水福というのはこの場合どういうことをやっているんですか。

(水産振興担当次長)

今やっていることとしましては、海に養殖しているカキを上げてくるとかなり貝殻に汚れが付着しておりますので、その汚れを福祉事業所の方々に取り除いていただいたり、あと尾鷲の地区でい

きますとヒロメという海藻がありまして、そのヒロメという海藻を洗って乾燥作業をしたり、といった作業ですとか、あとはカキの養殖に使う材料の用意とか準備をしたり、そういったことをやっているということですよ。

(委員長)

3つの事業、どれでもかまいませんが、委員の皆さん、ご意見などいかがでしょうか。

503番ですけど、伊勢湾の事業で審査の時に、この場合広域的な事業効果を測ることも検討されたいというのがありますが、これ伊勢湾なのでこちら側で三重県側が色々考える、それが当然として向こう側知多半島ですよ。愛知県ですよ。

だから愛知県は愛知県なりの政策があって、いろいろなさっていることと思うんですが、結局その両面あると思うんですけど、三重県で放流したのが実は向こう側に行っているのか、正確には分からないんですが、その広域的にというのはやっぱり三重県は当然三重県のことを考える訳なんですけども、海は連続しているわけで、愛知県側が何をやっているとか、お互いどう影響するかとか、そのあたりは検討されているのでしょうか。

(水産振興担当次長)

はい。放流に関しては、伊勢湾は両県の漁業者が操業する海域ですので、典型的にはトラフグになるのですが、三重県で放流したものを愛知県が獲りますし、愛知県で放流したのも三重県の漁業者が獲る。当然トラフグに県の名前は書いていませんので、誰が獲るかっていうのは当然分からない訳ですが、そのトラフグ資源に関しては三重県の有滝と呼ばれる地区が伊勢湾でトラフグを放流するには最適となっていて、静岡県も連携しているのですが、その場所で多く放流されているというところが1点あります。また各県でどれだけ放流しているという数字は各県で両方とも共有していますので、放流した結果、どれだけ資源が増えて、どれだけその放流した種苗が資源の底支え効果が出るのかということに関して、関係県で連携して調査するという事になっていまして、こういった事に関して、引き続きやっていこうと考えています。

(委員長)

はい、わかりました。連携の態勢は既に整っているということで、水産関係の事業について委員の皆さん、いかがでしょうか。

(委員)

502番で、もしかしたら私この時の評価委員会を欠席していて、説明していただいていたんだったら申し訳ないんですけども、この浚渫実施範囲に限られていて今後はそれを調査に基づいてそれを拡大していくって話ですけども、やっぱりこれって何かその、最初にお話あったように海底地形的なものでどこが優先的に浚渫するかそういう知見というか、何かモニタリングさえすればこう作戦が立てられるようなものなんですか。

(水産振興担当次長)

英虞湾の面積は2,500ヘクタールあるそうです。水産用水基準という水生生物が生息環境として

維持するのに望ましい水質の基準がございまして、海底の泥に含まれる COD が 1 グラムあたり 20 ミリグラム以下という基準があるそうです。英虞湾の海域の中には、その COD が 30 ミリを超えるような汚れが激しい場所もかなりありまして、COD が 20 以上の汚泥が堆積している面積が 2,160 ヘクタール、全体の 87%が、汚れているというところですが、特に汚れがひどく、COD がある程度高いという所を優先して処理していくところですが、やはり 2,000 ヘクタールになってきますと、毎年それなりの予算をかけても数ヘクタール単位でしかできませんので、湾の奥のほうで COD の数字が悪い所を優先的に対応していくことで事業を進めています。

(委員長)

その他はよろしいでしょうか。はい、よろしいでしょうか。特に無いようでしたら、ひとまずここまでということで、農林水産部の取り組みについてはここまでとします。予定より早いかもしれませんが、説明者の入れ替えのため 5 分休憩という予定が入っておりますので、少々休憩をとって、50 分ぐらいでまた再開ということで、よろしいですか。

(司会)

それでは休憩をとらせていただきまして、3 時 50 分再開ということでよろしく申し上げます。

<休憩>

(委員長)

それでは委員会を再開したいと思います。

議題は 2 です。「県土整備部事業評価結果における今後の対応方針について」事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題 2、県土整備部事業評価結果における今後の対応方針を報告させていただきます。資料 4、事業方針書の 1 ページ青いインデックスで再評価結果のついているページをご覧ください。本年度の委員会におきまして、こちらの表にあります 3 番、海岸事業と 4 番、下水道事業について、事業継続を了承すると、継続の答申を頂きました。また、事後評価につきまして 7 ページ、青いインデックスで事後評価結果についているページをご覧ください。この表にあります 504 番の道路事業と 505 番の街路事業の 2 つの事業について一体として評価し、一括して審議をしていただき、事業の効果については評価結果の妥当性を認めると了承の答申をいただきました。この答申および、あわせて頂戴したご意見を踏まえ、事業の対応方針をまとめました。なお、それぞれの具体的な対応方針につきましては、各担当次長から報告しますので、よろしく申し上げます。

(司会)

資料の事業報告書のまず 5 ページをご覧くださいと思います。県土整備部の取組で、海岸事業の再評価について 1 事業の対応方針を説明させていただきます。それでは、県土整備部、流域担当次長報告をお願いします。

(流域整備担当次長)

資料の5ページです。海岸事業の対応方針について再評価対象事業は、海岸高潮対策事業の的矢港海岸でした。29年8月1日の当委員会におきまして、事業計画の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。なお、事業期間が長期にわたり、かつ事業費が増加していることから、地域住民の意向を踏まえて、事業期間の短縮を図りつつ工法の検討を含めたコスト縮減を図るように努められたい。との付帯意見をいただいています。海岸事業の背景です。三重県の海岸事業は高潮や高波等による浸水被害や砂浜の侵食、および地震発生後の津波・高潮による浸水被害から堤防背後の生命財産を守るとともに国土保全を目的として事業を進めています。的矢港海岸は、既設護岸の老朽化が著しいことや、度々高潮等により堤防背後の住宅等に浸水被害が生じていることから護岸整備を実施しています。対応方針です。地元の要望も強く、再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業を継続して実施していきたいと考えています。続きまして5番、事業への対応方針です。事業の課題としましては当委員会でもご指摘いただきましたように、昭和61年度から着手し、すでに30年経過していること、また、事業費についても前回評価時の50.6億円から70.6億円に増加しており、長期かつ事業費が増加した事業となっているといったところです。しかしながら、地元からの要望も強いため平成43年度の完成目標を少しでも早くできるよう、コスト縮減に努め事業を推進する必要があるというふうに考えています。そういった課題の解決方針です。今後の事業の進め方につきまして、地元自治会等に説明を行い意見交換を行ったところ、やはり堤防背後の人家等への影響の少ない現在の整備手法で進められたいとの要望をいただいています。このことから現在の工法で事業を進めるという事と致しまして、発注毎に発生する台船艀装と書いてございますけれども、工事を海上から施工する為に台船と言う船の上に色々な装備を設置して、工事を行っていますけれども、この回数が増えると費用がかさんでくるといったことから、出来るだけ発注規模を大きな物にするというような工夫をしまして、台船艀装の回数を減らしていくといったような事を検討させていただき、そういった事からコスト縮減を図りつつ、少しでも早期完成出来るよう予算の確保に務め、事業進捗を図っていきたいと考えています。以上です。

(司会)

続きまして下水道事業の再評価と、道路事業、街路事業の事後評価について事業の対応方針を説明させていただきます。それでは、県土整備部都政政策担当次長、報告をお願いします。

(都市政策担当次長)

それでは資料6ページを開いて下さい。下水道事業の対応方針です。対象事業は、北勢沿岸流域下水道事業北部処理区です。意見については、9月の第2回公共事業評価審査委員会における審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承するとの答申をもらいました。下水道事業の背景については、下水道は、家庭や工場などから排出される汚水を適切に処理する施設で、伊勢湾などの公共用水域の水質保全や生活環境の改善などの役割を担っています。流域下水道事業は、県が幹線管渠及び処理場を整備し、関連する市町が管渠を整備する事で事業効果が発揮されるものです。北勢沿岸流域下水道事業(北部処理区)は、対象区域である四日市市北部、桑名市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町の3市4町の汚水を処理する流域下水道事業として整備を進めています。

4番目の対応方針については、審査の結果、事業継続の妥当性が認められた事から、関連市町が実施する事業の進捗に合わせ、事業効果が引き続き発揮されるよう、継続して事業を進めていきます。

5の事業への対応方針です。事業の課題として、三重県の下水道の整備状況は、全国と比べて低い水準であるため、様々な社会情勢の変化に対応しながら、適確に整備を進める必要があります。また、施設を適切に維持するため、施設の長寿命化及び耐震化を行っていく必要があります。この解決方針として、関連公共下水道の進捗に合わせた幹線管渠の延伸及び浄化センターの増設を推進します。また、施設の老朽化や発生が危惧される地震に備えて、幹線管渠及び処理場の長寿命化及び耐震化を推進します。

引き続きまして、資料13ページをお開き下さい。

道路事業の事後評価です。13ページは主要地方道、伊勢松阪線です。また、14ページは都市計画道路、秋葉山高向線です。先ほども事務局から説明させていただきましたが、この2つの事業は一体に整備をされた事業として一括で評価をし、説明させていただきましたので内容については基本的には同じ事を記載しています。

まず、道路事業から説明させていただきます。対象事業につきましては主要地方道、伊勢松阪線です。委員会の意見としまして第4回の当委員会における審査の結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認めるとの答申をいただきました。道路事業の背景は、道路は地域の生活や経済活動、地域間の交流を支えると共に、地域の安全・安心を支える重要な社会基盤です。主要地方道伊勢松阪線は、東西の幹線である国道23号と県道鳥羽松阪線を結ぶ伊勢市街を南北に縦断する路線であり、鉄道交差の立体化により慢性的な渋滞を解消し、安全で円滑な交通を確保すると共に、災害時の輸送機能強化を目的に整備を行い、平成24年度に完了しています。

4の事業の対応方針です。まずは課題として、アンケート調査により、バイパスを縦断する歩行者等の安全確保、通行する自動車の走行速度の上昇や合流する国道への案内表示について不満を感じていることが判明しました。この解決方針ですが、今後同様の整備を行う際には、関係機関と歩行者等の安全性確保について協議を行うと共に、通行車両への案内表示やスピード抑制を促す対策を検討するなど、必要な対策を講じるよう計画していきます。

続きまして次のページ、14ページです。対象事業は都市計画道路、秋葉山高向線です。以下、同様の記載でございますが、3の街路事業の背景の第1段落3行だけ、街路と道路の役割と言いますか機能が少し異なっていることで、記述を変えています。街路事業は、都市における円滑な交通機能の確保及び、公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ることにより、安全で円滑な都市生活と機能的な都市活動に寄与する事を目的とし、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業です。と、こうしています。少し補足をさせていただきますが、今回のこの道路の場合、県道の伊勢松阪線と言う道路がありましたが、これのバイパスを約1.9キロ整備するにあたりまして、農地を走る部分については道路事業で、市街地を走る部分については都市計画事業で整備をしたと、市街地を走る部分につきましてはこの事業の背景に書いてありますように、交通機能の確保に加えて公共空間を備えた良好な市街地の形成を図る事で、例えば市街地に道路が走る事によってオープンスペースとして住環境が良くなるとか、あるいは火災等の災害にあたって、災害の遮断ができるとか、あるいは沿道の土地利用が高度化されるとか、そういった市街地特有の役割というものがありますので、こういった記述を加えているところです。以上です。

(委員長)

はい。今、県土整備部の取り組みに関しまして、ご説明いただきました。再評価の対象となりました、1つは海岸高潮対策、的矢港これは継続している再評価の対象です。もう1つがこれも継続しております北勢沿岸流域下水道事業、それと事後評価の分につきまして、事後評価ですのでひとまず終わった事業ということで、道路事業と街路事業一体として対象としたことで今後の方針として、今、説明いただきました4つ、正味3つですか、その事業についてですが、今皆さんから何かご意見など、ご要望などお願いします。

(委員)

的矢港海岸の件は、これ私、記憶が鮮明にあって、今年お聞きした事業の中でも一番ひっかかるものが多かったものです、個人的には。他の事業と違うのは、この事業が具体的な対象となっている人数では、圧倒的に他の事業に比べて少ない。結構、この委員会で審議した時には辛辣などというか、極端な意見をちょっとあえて言わせていただいたんですが、それに対してどの様に対応したかを報告していただいているんですけど、まず当然地元の方の意向を踏まえてということで、自治会に説明に行って頂いたと書かれていますけど、これ説明した相手の方って何人位の方に説明されているんですか。おおよそでいいんですが。

(志摩建設事務所)

人数的にはちょっと把握していませんが、対象自治会に説明している。

(委員)

はい、だから私はその規模が良くわからないので、お聞きしているんですけど。わかりました、わからない事を聞いてもしょがないので、で、ちょっと復習なんですけど、これ予算が大幅に上がったと言う事で、これは工法を変えた事によって予算が上がったということだったと思います。で、その原因が、従来工法でやると振動とかの影響でそこに建っている家に被害が出たと、当然それはあってはならん、それは良く理解したんですが、それによってそれらの主な理由で予算が20億円くらい上がっているということだったんですが、それだけでは無かったと思いますけど、それも大きな要因で、工法を変えた事による予算の増額が大きかった事だったと思います。具体的に工法を元の工法でやった場合に、被害が出る可能性があった家がそんなに多くはなかったと思います、それが何件くらいだったかと、ちょっと復習なんですけど

(流域整備担当次長)

概ね40棟弱。

(委員)

40件くらいが、そのような被害出る可能性があった、とすると私が思っていたよりは、やっぱりちょっと多い数だったのかなと思うんですけど、で、ここで自治会の方に説明された時に、だから何億円、何十億円という予算の変更があるので、と言う事も当然説明されているんですよ。それに対してこんな極端な意見を言う委員がいるんだと言う事も説明は、されているんですか。

だから受益者負担と言う考え方をすると、基本的には他の事業と比べて圧倒的に少ないんですよ、この工法に切り替える事によって、どうなるという変化があるのも一通り説明はされている。特にそこまではされていないのですか。

(志摩建設事務所)

こちらにつきまして、事業損失防止のための工法変更により、非常に工費が高くなっている旨は伝えてあります。

一方で、こちらの方から、委員のご発言のように、この事業に対する否定的な意見のある事ははっきり申し上げる事は出来ませんので、事業費については当初想定、約2倍近くかかってきます。と言う話しと、このため事業完了までの事業期間もご存じの通り伸びます。と言うことは説明申し上げておまして、短期で完了する為には損失防止の程度を下げる必要があると言うことは申し上げています。

(委員)

わかりました。最後のところに書かれているのは、堤防背後の人家等への影響の少ない現在の整備工法で進めるように要望されたと、予算増えますけどこれでやれば安全と言うか被害無いですよとこういう説明をして、ただそれやって下さい、当然そうだと思うんですよ。ただ何て言うか、もしこの委員会でなんか意見聴取をしたと、それに対して対応したと言うのであれば、ここの委員会でどういう議論があったかと言うのは説明すべきだと思うんですよ。当然その当事者な訳ですから、そこで言えば、それを聞かずに逆にそう言うふうに思われているのは、その人達の本意では無いと思うんですよ、当然そういう意見があるんだから、でもそれはわかった上で当然これをやっていただきたいと強くちゃんと何と言うか認識をちゃんとしていただきたいですよ。

これに関わらずなんですけど、世の中の状況からすると今までどおりの延長でやっていく事はもう出来ないって言うのが色んなところで言われている状況で、お金があればいいんです。それぞれの要望に応えられれば他の人からも感謝される訳ですから。でも今後そう言う事は出来なくなるだろうという予想の上で予算の話は他の事業でも全部出ているんですけどそれを削らないといけないと、それを真剣に考えないといけないと、趣旨は選択していかないといけない時期に来て、どういう選択をするのか、どう考えるか。そのうえでその地域住民に対してどう説明してそれを実現していくかっていうのは、今でも遅いくらいだと私は思っているんですけど。と言うのは実際の予算がどうって言うのは色々聞きますから、その時期において私はこれが特に気になったというのはそういう事なんですけど。

このお金の使い方我々が決める訳ではないので、我々は意見を言うだけで、それに対して対応するかどうかと言うのは自由と言うか、義務は無い訳ですからね。ここであった議論報告をされなかったと言う事なんで、だからそれももうお任せしますけど。

どう対応するかというのは、ただちょっと何て言うかここの委員会の意義があんまり無いのかなあと言う気がちょっとしたのと、ここでこの課題の解決方針で書かれている事を見ると、当然そういう説明をしてそういうふう言うだろうと。だから続けますよと、だから何にも変わりませんよと言うようにしか、ちょっと見えないので、この点今すぐどうこうと言う事は出来ないんだと思いますけど、ちょっと真剣に考えないといけないんじゃないかなと思います。これ単なる意見で、今

すぐどうこうして下さいという事では無いんですが、感想として言わせていただきました。私もこんな事言いたくないんですけど、多分誰かが悪者にならないと、今日、見たニュースだったと思うんですけど、自治体の予算が足りないから職員の給料を下げる。という選択した所もあるそうなんですよね。そうなってくると多分対応変わってくるんじゃないかなと思うんですけど、今はそう言うところに至ってないんですよね。ただそうなった時っていうのは実は手遅れの状況で、他にやりようがないからやってんだと思うんですけど、ただそうなる前に、共倒れする前にちゃんと考えてお金を使っていかないといけない時期なんじゃないかなあと思ったんで、あえて嫌な事を言わせていただきました。以上です。

(委員長)

はい。又今後に向けての一つ課題と言う事で捉えていただきたいと思います。その他につきまして、何かご意見などいかがでしょうか。

道路、街路ですが、アンケート調査によりしましたっていうのはこれ最近の話ですか。この委員会で結論が出た後に、またアンケートやってみたっていう事だったのでしょうか。

(都市政策担当次長)

事後評価をする際に、地域の方がどういうふうに感じているか、これはどういう効果があったか、あるいはどういう問題があるかという事で、事後評価するにあたってアンケートしたものでございます。ですから、そのアンケートの内容についてはこの前の委員会において概要を説明させていただいています。

(委員長)

はい、わかりました。答申の後の話では無い、その事前のアンケート調査って事ですね。はい、わかりました。

委員の皆さん、ご意見などいかがでしょうか。他はよろしいでしょうか。

ではひとまず特に無いようでしたら県土整備部の取り組みについてはここまで、とします。これまでまとめてお話しを聞きましたが、全体を通してもうひとこと言っておきたいとか、無いですか。コメントとか。よろしいでしょうか。

はい、ではそのほか特に無いようでしたら、ひとまず議事を終了したいと思います。

本年度の再評価および事後評価の今後の対応方針をお聞きしましたので、私から委員長としての感想、所見を述べるのが慣例だそうです。

年度の最後で、実は私、委員長を何年かやっていますので、前に言った事と重なるかも知れませんがその点はご了承いただきたいんですが、個別にどうこう言うと又、大変ですけども、やっぱり全体を通して難しいんでしょうけれども、今後の方針、今後のより具体的な見通しであるとか、具体的にこれをやればより良くこういうふうに出来るだろうという、出来ましたらやっぱりそういうところをもうちょっとお聞きしたかったという今日の説明全体に対してですね。そういうところがあります。細かい所を言うと、実際は難しいんだと言われそうなんですけど、何何をかかりますとか何何を検討しますっていうのは、それは良く使う言い方でして、その為に検討して何が出来ますかという、本来ならばそのあたりもうちょっと突っ込んだ議論が、出来るんじゃないかと思うんです

けども、あんまり軽々しく言えないって言うのもそういうところは、あるかとは思いますが、より具体的に言えばこういう事が出来そうだとか、それによって実際どれくらいお金が削減できますかというところも可能ならば、お聞きしたかったという、そのような印象を持ちました。

後は、あの全体的にと言うのはこれも難しいとは思いますが、先ほど他の委員からも指摘がありました、多分全体的な何と言いますかね、三重県全体のこう言う方向にやるんだと言うここにお金をかけたらかような事もあるんだと言う、一つの部署だけの判断ではなくって、多分もう上の方から見て、全体的に見た場合、どこにお金をかけるべきなのか三重県として何が大事なのかと言う、あれもこれもっていうとそれはそうなんですけども、そのあたりの全体のポリシーと言いますか、三重県全体としてどう考えるかというのが、どのレベルで考えられるのかちょっとはつきりとはわかりませんが、個別の事業進めるといふのとそれを合わせてみたらどうなのかというの、そういう視点も又大事なんじゃないかと、こういうふうに思いました。

もう一点最後ですが、これも多分私前にも言っているんですけど、皆さんのお仕事からすると主にハード面の仕事で、具体的には物を作ると言う、物を作る新しく作る、それを修理すると言うハード面の仕事を中心なんでしょうけども、結局それを使うのは人間ですので、港を作りましたと言う、道路を作りましたという、でも作るの目的では無いんですよ。作る事自体が目的ではなくて作った事で県民の生活が何か良くなるはずなんですよね。結局は人間が使ってみて、「ああ良かったね」という何かいい所があったねつという、そこにもっていかないとおかしいはずですのであんまり言うと、皆さんの仕事からはずれんかも知れませんが、結局そのハードな面とソフトな面というのはどこかで絶対つながると言う、それは両方意識していかないとなかなか難しいというか、他に対しても説明する場合、より説得力を持たせるというかそう所が必要でないかなと思いました。

当然と言えば当然かも知れませんが、今日、全体を通して私からの一応のまとめのコメントとさせていただきます。以上です。

(事務局長)

委員長ありがとうございました。

本日、委員長や委員からいただいたご意見を、次回の事業対応方針の中身を出来る範囲、出来る限り変えていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。

(司会)

はい、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして平成 29 年度第 5 回三重県公共事業評価審査委員会を閉会とさせていただきます。委員の皆様、1 年間どうもありがとうございました。

< 終了 >